

港区文化芸術の振興に関する懇談会設置要綱

(設置)

第1条 港区における文化芸術の振興の在り方について検討するため、港区文化芸術の振興に関する懇談会（以下「懇談会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 懇談会は、次に掲げる事項について検討し、その結果を区長に報告する。

- (1) 文化芸術の振興の基本的な方針に関すること。
- (2) 文化芸術の振興の施策に関すること。
- (3) その他文化芸術の振興に関し必要な事項

(組織)

第3条 懇談会は、次に掲げる者のうちから区長が委嘱する7人以内の委員をもって組織する。

- (1) 学識経験者
- (2) 文化芸術関係者
- (3) 区民

2 前項第3号の区民の委員は、公募によって選定する。

(任期)

第4条 委員の任期は、委員の委嘱の日から第2条に規定する事項について区長に報告した日までとする。

(座長及び副座長)

第5条 懇談会に座長及び副座長を置き、委員の互選により選出する。

- 2 座長は、懇談会を主宰する。
- 3 副座長は、座長を補佐し、座長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 懇談会の会議は、座長が招集する。

- 2 座長は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、意見を聴くことができる。

(会議の公開)

第7条 懇談会の会議は、公開とする。

(庶務)

第8条 懇談会の庶務は、区民生活部地域活動支援課において処理する。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、座長が定める。

付 則

この要綱は、平成17年4月1日から施行する。